

令和6年3月8日  
静岡市長 難波 喬司  
(財政局財政部契約課)

建設業者の皆様へ

労務単価の上昇に伴う特例措置の実施方針及びインフレスライド条項の運用について

日頃より、本市の建設行政へのご理解とご協力いただくとともに、災害時の復旧活動にご尽力いただき誠にありがとうございます。

このたび、令和6年3月から適用する労務単価の上昇を受け、国土交通省不動産・建設経済局長から「技能労働者の適正な賃金水準の確保について（令和6年2月16日付け国不入企第34号、35号）」により、適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図るよう要請があったことから、労務単価の上昇に伴う特例措置の実施及びインフレスライド条項を運用し、請負代金額又は委託料（以下「契約金額」）を変更する協議について、以下のとおり取扱うこととします。

これまでの労務単価の変動経緯

平成25年4月	労務単価の改正（全国平均15%上昇）
平成26年2月	労務単価の改正（全国平均7.1%上昇）
平成27年2月	労務単価の改正（全国平均4.2%上昇）
平成28年2月	労務単価の改正（全国平均4.9%上昇）
平成29年3月	労務単価の改正（全国平均3.4%上昇）
平成30年3月	労務単価の改正（全国平均2.8%上昇）
平成31年3月	労務単価の改正（全国平均3.3%上昇）
令和2年3月	労務単価の改正（全国平均2.5%上昇）
令和3年3月	労務単価の改正（全国平均1.2%上昇）
令和4年3月	労務単価の改正（全国平均2.5%上昇）
令和5年3月	労務単価の改正（全国平均5.2%上昇）
<b>令和6年3月</b>	<b>労務単価の改正（全国平均5.9%上昇）</b>

- 1 労務単価の上昇に伴う特例措置の実施 **※建設工事及び建設業関連業務**
- 2 インフレスライド条項（静岡市建設工事請負契約約款第26条第6項）の運用  
**※建設工事のみ**

## 1 労務単価の上昇に伴う特例措置の実施 ※建設工事及び建設業関連業務等

### (1) 対象案件

令和6年3月1日以降に契約した下記の契約のうち、旧労務単価<sup>※1</sup>（令和6年2月29日以前の単価）を適用して予定価格を積算しているもの

- ① 建設工事
- ② 建設業関連業務
- ③ 労務単価<sup>※1</sup>を使用している事務委託等

※1 労務単価とは、公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価をいう。  
対象の確認は、【別紙1】労務単価の上昇に伴う対応フローのとおり。

### (2) 特例措置による増額分の算出方法等

契約金額と新労務単価及び当初契約月の物価により積算した予定価格に請負率を乗じて算出された額との差額。

変更後の契約金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約月の物価により積算された設計額

$k$ ：当初契約時点の落札率

### (3) 変更契約の手続き

#### ① 発注者からの通知

措置の対象案件について、受注者あてに単価の変更を請求できる旨を通知する。  
通知は、原則として令和6年4月15日までに行う。

#### ② 受注者からの請求

協議を請求する場合、発注者あてに請求書（例、参照）を提出する。  
受注者からの請求は、令和6年4月30日を期限とする。

#### ③ 変更金額の算定

新労務単価及び当初契約月の物価により積算し、変更後の契約金額を算出する。

#### ④ 協議開始の日の決定

発注者は、請求を受けた日から7日以内（土日祝祭日含む）に協議開始の日を通知する。

その際、③で算出した適用単価変更後の変更契約金額について事前協議する。

⑤ 変更契約

事前協議終了後、速やかに変更契約を行う。

※特例措置に伴う変更契約は、遅くとも令和6年5月31日までに行う。

※議会案件の変更契約については、日程を要するため上記期限によらない。

(4) 着手日選択制度対象工事の取扱い

着手日選択制度の適用により着手日が到来していない工事であっても、受注者と変更契約の取り交わしは可能であるため、前述(3)の手続きと同様の取扱いとする。

なお、着手書類の提出前に特例措置に伴う変更契約を行った場合、工事カルテ(コリンズ)又は業務カルテ(テクリス)については、変更後の契約金額を当初金額として登録する。

## 2 インフレスライド条項（静岡市建設工事請負契約約款第26条第6項）の運用

### (1) 対象案件（以下のいずれかに該当する建設工事）

- ①令和6年2月29日以前に契約した工事のうち、残工期が2箇月以上あるもの。
- ②令和6年2月29日以前に契約した工事のうち、3月1日時点で工期の始期が到来していないもの。

※着手日選択制度適用工事で3月1日以降に着手するもの。

※建設業関連業務は、契約約款にインフレスライド条項がないため対象外。

### (2) インフレスライドによる工事費増額分の算出方法

賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の増減額（以下「スライド額」）は、当該建設工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相当する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

※増額が1%以内の場合、対象外となる。

増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相当する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した  $P_1$  に相当する額

$$(P = \alpha \times Z \quad \alpha : \text{請負比率 (落札率)}, Z : \text{官積算額})$$

スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、積算歩掛を変更するものではない。

### (3) 変更契約の手続き

#### ① 受注者からの請求

インフレスライド協議を請求する場合、発注者あてに請求書(例、参照)を提出する。  
受注者からの請求日を基準日とする。

#### ② 変更金額の算定

受注者は、請求日時点の出来形数量を発注者に伝え、双方で確認を行う。  
発注者は、請求のあった月の物価により積算し、変更の請負代金額を算出する。

#### ③ 協議開始の日の決定

発注者は、請求を受けた日から7日以内(土日祝祭日含む)に協議開始の日を通知する。

#### ④ 変更契約

事前協議終了後、速やかに変更契約を行う。

ただし、設計内容の変更を伴うものは発注者の判断により精算時に行う場合がある。

※議会案件の変更契約については、日程を要するため上記期限によらない。

静岡市建設工事請負契約約款 ※抜粋

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、前各項の規定による場合のほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合における請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

全体スライド

単品スライド

インフレスライド

※全体スライド…契約締結日から1年経過した後に賃金水準又は物価水準が変動した場合  
単品スライド…特殊要因により特定の工事材料の価格が著しく変動した場合  
インフレスライド…期間の限定をつけずに急激なインフレ又はデフレが生じた場合